第二十四条第一項、第三措置	第二項から第四項までに

に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
国土交通大臣　石井　啓一

省　令

○外務省令第一号
財務省令第一号
国土交通省令第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月七日

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年外務省財務省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第一条第一項及び」を削る。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条中「検査法施行令」を「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（以下「検査法施行令」という。）」に改め、同条第八号に次のように加える。

ハ　周波数変換器であって、次の(一)及び(二)に該当するもの（イ又はロに該当するものを除く。）
(一)　四〇ワット以上の出力を得ることができるもの
(二)　出力が二相以上のものであって、周波数が六〇〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の出力を得ることができるもの

第二条第二十号イ中「四六〇メガパスカル」を「四一五メガパスカル」に、「を超える」を「以上の」に改め、同号ロ(二)中「以上の」を「を超える」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　マルエージング鋼であって、次のいずれかに該当するもの
(一)　引張強さが二〇度の温度において二、〇五〇メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が七五ミリメートルを超えるもの(二)に該当するものを除く。）
(二)　引張強さが二〇度の温度において一、五〇〇メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

第二条第三十三号ロを次のように改める。

ロ　次のいずれかに該当するもの
(一)　直径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満であって、かつ、長さが六〇〇ミリメートル以上の円筒形のローターを製造することができるもの
(二)　次の1及び2に該当するもの
1　複合材料からなる構造体を製造するため、又は繊維状の物質をラミネートするために特に設計したもの
2　直径が七五ミリメートル以上の円筒形の管を製造することができるもの

第二条に次の三号を加える。

六十一　シート状又はストリップ状の磁性合金であって、次のイ及びロに該当するもの
イ　厚さが〇・〇五ミリメートル以下のもの又は高さが二五ミリメートル以下のもの
ロ　次のいずれかの材料で構成されるもの
(一)　鉄、クロム及びコバルト
(二)　鉄、コバルト及びバナジウム
(三)　鉄、クロム、コバルト及びバナジウム
(四)　鉄及びクロム

六十二　レーザー溶接機

六十三　プラズマ切断機

第三条第一項第二号に次のように加える。

ナ　塩化アルミニウム
ラ　ジクロロメタン
ム　N・N－ジメチルアニリン
ウ　二－ブロモプロパン
ヰ　イソプロピルエーテル
ノ　イソプロピルアミン
オ　臭化カリウム
ク　ピリジン
ヤ　臭化ナトリウム
マ　金属ソーダ
ケ　三酸化硫黄
フ　トリブチルアミン
コ　トリエチルアミン
エ　トリメチルアミン